



シカゴビジネス支援コーナー掲載企業からビジネス情報をご提供頂くシリーズ第3回は、プライスウォーターハウスクーパース社です。最近最も頻繁にお問い合わせのある日米移転価格税制等に関する要点をまとめてご紹介頂きました。

**日米移転価格税制等に関する最新動向**

プライス・ウォーターハウス・クーパース 柴崎 芳生 氏

日米移転価格税制等に関する最新動向は、以下の通りです。

**日米両国**

2004年 3月 日米新租税条約が日米両国で批准されました。

**日本**

2002年 6月 企業グループ内役務提供に係る取扱いについての国税庁の通達が公表されました。(一年の周知期間を経て、2003年夏に適用が開始されました。)

2003年 4月 「国外関連者に関する明細書」の新様式に係る改正適用開始年度がスタートしました。

**米国**

2003年 1月 移転価格調査強化に対する通達が公表されました。

2003年 9月 サービス等に関する米国財務省規則草案が公表されました。

日本企業にとって重要と思われる動向を、以下、簡単に説明します。

**A . 新日米租税条約における移転価格に関する条項**

**<概要>**

米国時間 2003年 11月 6日、新日米租税条約が署名され、批准書が 2004年 3月 30日に交換されたことにより発効しました。新条約においては、株主に対して子会社が支払う一定の配当に関する源泉税の免除や、ライセンスに対して支払う使用料に対する源泉税の免除など、両国間の経済交流を促進するにあたっての税による障壁が取り払われる内容となっております。源泉

税の免除等の恩典は、2004年 7月 1日以降の支払いに適用されます。

**<日系企業への影響～取引単位営業利益法の利用>**

日米の移転価格案件について、経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development OECD) のガイドラインに沿うという形式をとりつつ、これまで日本で使用不可能であった営業利益率を用いて移転価格の妥当性を検証することが可能となりました。この方法は、取引単位営業利益法 (Transaction Net Margin Method [TNMM]) と呼ばれます。これを受けて、自民党の平成 16年度の税制大綱でこの TNMMの使用が提言されており、2004年 4月 1日以降の事業年度で使用可能となりました。米国では、既に、1994年から比較対象利益比準法 (Comparable Profit Method [CPM]) として営業利益率での移転価格検証法が認められておりました。実務上、米国の CPM と OECDガイドラインで定義される TNMMの差は殆ど無いと考えられています。

**B . 企業グループ内役務提供に係る取扱いについての日本国税庁の通達**

**<概要>**

2002年に出されたグループ内役務提供に係る取り扱いについての日本国税庁の通達は、一年の周知期間を経て 2003年からその運用が開始されました。サービスに付随して移転される無形資産に対し海外子会社からその適正な使用料を徴収する事に重点が置かれています。その重要なポイントは、以下の通りです。

親会社が米国子会社に対して行う経営・財務・業務等の役務の提供について、それが米国子会社にとって社外に委託が必要とされる内容のものは、有償性のある取引に該当しその対価の額の適否を検討する必要があります。

親会社が行う役務の提供に関連する諸活動で親会社の株主としての地位に基づく認められるもの(例えば、親会社の株主総会開催のための活動や有価証券報告書等作成のための活動)は、有償性がありません。

**<日系企業への影響～親会社にて**

**国外「利益移転」に関する追徴課税多発>**

最近、かなりの親会社が国外子会社に付け替えるべき有償性ある費用を損金算入(海外の子会社に支払う販売促進費を水増し、海外取引を有利に進めるため応援費用等)していることを国税に指摘され、子会社への「利益移転」にあたるとして重加算税を含め追徴課税(更正処分)の対象となるケースが多発しています。従って、グループ会社間の役務の提供に関する国毎の理論武装が大切です。

**C. 「国外関連者に関する明細書」の新様式  
～ 移転価格算定方法の開示**

<概要>

平成15年度税制改正において、法人税確定申告書に添付する「国外関連者に関する明細書」（新様式名、別表十七（E））での記載事項として、新たに取引の妥当性を決定する「算定方法」の欄の記入が必要になりました。この算定方法とは、独立企業間取引価格の算定方法に他なりません。この新様式は、2003年4月1日以後に開始する事業年度に開始する事業年度の確定申告から適用されます。従って、2004年3月期の法人税申告書からこの対応が迫られます。

<日系企業への影響～「算定方式」の記載、  
米国等の国外の移転価格文書の活用等>

新様式の「算定方式」に何を記載するのか、かなりの会社で問題になりつつあります。多くの会社は、関係会社取引に関して取引ベースでの比較対象取引が存在しないため、基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）そのものとしての記載ができず、「利益分割法」や「再販売価格基準法（Resale Price RP）に準ずる方法」と記載することになると考えられます。

米国との取引について、国税庁はRP法に準ずる方法である修正RP法の適用を実務上認めています。この修正RP法はその適用結果が比較利益率法（CPM）の結果と一致するように、比較対象の営業利益率に検証対象法人の営業費用比率を加えることにより差異調整も兼ねて独立企業間の粗利益率（Gross Profit Margin GPM）を求めるといったものです。従って、米国等の海外で既に作成済みの移転価格文書などを利用することも可能です。ただし、ここで CPM検証の信頼性、差異調整等も適正性の考慮等が日本の移転価格規則の観点から必要となります。

**D. 米国移転価格税制の同時文書化規定の運用強化**

<概要>

1994年の米国移転価格に関する財務省規則の抜本的改正以来、日米において移転価格税制が適用される親会社と米国関連会社との間の取引に関しては、米国において、取引の移転価格の正当性を裏付ける文書を申告書の提出日までに作成して保存し、RSからの提示要求があった場合には30日以内に提出することが義務付けられております。

<日系企業への影響～国内調査官による移転価格同時文書の請求多発>

2003年1月に出されたRS（米国内国歳入庁）の内部通達により、税務調査を国内税務調査官が行う場合であっても、以下の方針が打ち出されております。この内容の要旨は、右記の通りです。

RSの税務調査において移転価格分析資料を重要視しています。

国内調査官も移転価格分析資料を要求するのがRSの新方針となっています。

30日ルール（情報要求から移転価格資料提出するまでの30日以内の提出義務）が厳格に適用されます。移転価格同時文書が無い場合の更正にペナルティを積極的に賦課するRSの方針となっています。（過去において、このペナルティの適用にはRSは慎重でした。）

従って、移転価格に関する同時文書化（申告書提出までの準備）がますます重要性を帯びています。事実、過去半年の米国での税務調査では、この通達に従って同時文書の30日以内に提出することを求めるケースが続発しています。

**E. サービス取引等に関する米国財務省規則案**

<概要>

2003年9月に、米国財務省及び米国RSはサービス取引等に関する財務規則案を公表しました。その主な特徴は、以下の通りです。

無形資産形成に関するサービス取引について厳しい基準が設けられています。特に、委託研究開発の場合における高額のマークアップ率の設定や、高付加価値のサービス取引における利益分割法の適用等が検討されています。

米国での役務の提供に対する対価として少なくとも6%から15%程度の営業利益率を国外から徴収するよう強化する可能性がでてきています。

<日系企業への影響～営業利益率の適正性の見直し・  
文書・契約書等の整備急務>

この新規則が、2004年に最終規則として発効されると予想されていますが、この場合2003年9月まで遡及的に適用される可能性があります。従って、在米日系企業にとっても、移転価格にかかる営業利益率を引き上げる必要性の有無、文書・契約書等の整備等を早急に検討する必要があります。

[ プライスウォーターハウスクーパースの概要 ]

企業名(英) PRICEWATERHOUSE COOPERS LLP  
 企業名(日) プライスウォーターハウスクーパース  
 所在地: 米国主要都市  
 代表者: デニス・M・ナリー、  
 会長及びシニア・パートナー（米国）  
 電話: 312-298-2782  
 F A X: 813-637-4330  
 コンタクトパーソン: 柴崎 芳生  
 創業年: 1849年  
 従業員: 日本人: 130人 米人: 24,000人  
 U R L: www.japan-bus.pwcgbba.com  
 問い合わせメール:  
 yoshishibazak@us.pwcgbba.com

